

会 議 録

会 議 名	平成30年度第2回野田市障がい者基本計画推進協議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の 別	議題 1 第3次野田市障がい者基本計画（案）への委員からの意見 について 2 第4期野田市障がい福祉計画の進捗状況について
日 時	平成30年10月24日（水） 午後1時15分から午後2時45分まで
場 所	野田市役所 8階大会議室
出 席 委 員	渡辺 隆、知久 たい子、鈴木 良造、鳥羽 敬俣、熊沢 英 也、上木 昭、鈴木 美由紀、野口 美智子、加藤 満子、池 田 実代、小林 修、五十嵐 孝子、山本 由紀子、矢野 祐 子、渡辺 梨絵
欠 席 委 員	谷口 勲、逆井 一、杉戸 一寿、廣瀬 哲也、土井 邦博
事 務 局 等	今村 繁（副市長）、直井 誠（保健福祉部長）、生嶋 浩幸 （企画財政部次長兼企画調整課長）、荒井 幸則（広報広聴課 長）、小嶋 亮（人事課課長補佐）、大久保 貞則（行政管理 課長）、松本 正明（営繕課長）、内田 一也（市民課長）、 大塚 盛也（市民生活課長）、森下 元博（防災安全課長）、 宇田川 克巳（商工観光課長）、佐久間 進（自然経済推進部 次長兼みどりと水のまちづくり課長）、千葉 憲市（土木部次 長兼管理課長）、浅野 開作（都市部次長兼都市整備課長）、 秋谷 健二（愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長）、須田 光 浩（生活支援課長）、田中 洋介（野田市社会福祉協議会事務 局長）、善方 浩子（高齢者支援課課長補佐）、安藤 剛行（介 護保険課長）、中山 理恵（介護保険課介護認定係長）、中代 英夫（保健センター長）、村山 佐知子（子ども支援室主査）、 藤井 秀樹（こぶし園長）、小林 利行（児童家庭課長）、関 根 康弘（保育課長）、戸邊 卓哉（人権・男女共同参画推進 課長）、鈴木 孝（選挙管理委員会事務局長）、小沼 綾子（教 育総務課庶務係主査）、大倉 純（社会教育課課長補佐兼生涯 学習振興係長兼副主幹）、柳 正幸（社会体育課課長補佐）、 真部 仁（興風図書館庶務係長）、村田 弘信（指導課主幹兼 指導主事）、小林 智彦（障がい者支援課長）、蟠原 芳幸（障 がい者支援課課長補佐兼計画係長）、伊原 誠宏（障がい者支 援課障がい者福祉係長）、齋藤 剛（障がい者支援課相談支援 係長）、原田 陽子（障がい者支援課計画係主査）、小島 繁

	樹（障がい者支援課計画係主任主事）、森本 晃司（障がい者支援課計画係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	平成 30 年度第 2 回野田市障がい者基本計画推進協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
障がい者支援課課長補佐	1 開会 事務局より当日資料の確認。 以下、議事進行は野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第 6 条第 1 項の規定により、渡辺隆会長が行った。
会長	2 議題 委員定数 20 名のところ 15 名の出席のため、野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、本協議会の成立していることを報告。傍聴人は無し。当日の議事は以下の 2 件 1 第 3 次野田市障がい者基本計画（案）への委員からの意見について 2 第 4 期野田市障がい福祉計画の進捗状況について 議事に入る前に、前回の協議会で委員より質問のあった市役所の職員の法定雇用率について回答を保留した件の説明を担当部局が行った。
人事課課長補佐	お時間を頂きありがとうございます。障がい者雇用の状況については、新聞等で水増しの問題が指摘されておりますが、野田市においては、障がい者手帳を確認の上算入することとしておりまして、水増し等はしておりません。しかしながら、法定雇用率の算定において、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員を算入すべきところこれを含めておりませんでした。誠に申し訳ありませんでした。 このことについては、今回の国等の水増しの問題を受け、国から法定雇用率の再確認の依頼があり、確認作業を進めておりました。その最中に香川県や横須賀市において算出方法の誤りがあったとの報道があり、実際に香川県に問い合わせたところ、非常勤職員の取扱いについては、野田市と同様の理解でございました。さらに千葉県の労働局に確認したところ、一週間の所定労働時間が 20 時間以上で 6 月 1 日時点において 1 年以上の雇用期間がある非常勤職員については、算定の基礎となる職員に算入する必要があるとの事実が判明したものです。 このようなことから非常勤職員を含め再度算定したところ、市長部局では 3 人の障がい者雇用が不足していることとなりま

	した。なお、教育委員会部局については、法定雇用率を満たしております。 雇用者の障がいの種別については、市長部局では重度身体障がい者が5人、重度以外の身体障がい者が6人、精神障がい者が1人です。教育委員会部局については、重度身体障がい者が3人、重度以外の身体障がい者が1人です。 今後は法定雇用率を達成するためにも障がい者の方に応募していただけるよう取り組みまして、計画的な採用に努めていきたいと考えております。さらに知的障がい者、精神障がい者の方の雇用の場の創出といたしまして、障がい者団体連絡会と協力して取り組んでいきます。 以上でございます。誠に申し訳ありませんでした。
加藤委員	昨日の朝日新聞では、野田市の水増しについて「0人」と報道されていたと思います。今回の3人が欠員しているという説明と併せてどのように理解すればよろしいでしょうか。
人事課課長補佐	報道については、障がい者雇用数の水増しした数を表しています。野田市では、非常勤職員の算定方法に誤りはありませんが、水増し等はなかったことから障がい者を雇用している数が変わることはありません。計算の仕方の問題で、非常勤職員を基礎数に算入したため、障がい者の法定雇用率が低下したものです。
会長	それでは、以上で前回保留した質問に対する質疑は終了します。議題に入りまして、議題1の「第3次野田市障がい者基本計画についての委員からの意見について」、事務局から説明をお願いします。
障がい者支援課長	【資料に沿って説明】
会長	ありがとうございました。質問等がありましたら挙手をお願いします。
加藤委員	質問や意見をページ順に申し上げさせていただきます。 まず、1ページです。地域生活支援拠点の障がい者にも対応したグループホームについてですが、平成32年に開所した場合、定員割れすること考えられます。定員に満たない場合、特例として高齢かつ重度の問題がある方については話合いの場を設けるといった内容を追加してはいかがでしょうか。
障がい者支援課長	平成32年度の定員について充足するかは約束できない状況です。こちらのグループホームについては、民間の事業者が運営するものではありませんが、地域生活支援拠点等整備準備会などの場において委員の皆様にも御協議いただき、今回の御意見

加藤委員	も提案した上で検討させていただきたいと考えています。 続けさせていただきます。次に4ページです。確認になりますが、設置通訳者以外の意思疎通支援方法も検討するとありますが、こちらの対象には自閉症スペクトラムも含まれると考えてよろしいでしょうか。
障がい者支援課長	意思疎通支援は手話のみが対象ではありません。障がいの特性により必要な意思疎通支援が異なるため、設置通訳者以外にも「筆談マーク」の設置やカラーユニバーサルデザインの導入等を含めての意思疎通支援としています。
加藤委員	ありがとうございました。「以外」の部分についての理解を市全体で共有していただくようお願いします。 次に7ページの「障がい者のための防災ハンドブック」をが障がいのある人に対してもれなく周知されているのかとの不安があります。震災から時間が経過したことから、改めての広報活動が必要と思われますがいかがでしょうか。
障がい者支援課長	障がい者のための防災ハンドブックは平成27年以降内容の改定がなく3年が経過しているため、見直しを検討しています。 広報方法については、ホームページへの掲載等を含めて検討していきたいと考えています。
加藤委員	ありがとうございました。次に9ページの福祉避難所について、福祉避難所のうち2か所は水害の際に危険であるため心配しております。野田市ハザードマップでの両施設の状況を確認していただけないでしょうか。
障がい者支援課長	福祉避難所の3か所のうち2か所については、市の3方向が川に囲まれている状況の中で絶対安全とは言えない状況です。 ハザードマップ上で安全な施設に福祉避難所を指定したくとも障がいのある人への対応を考えると新たな施設を指定するのは難しい状況です。新たに施設を見つけるだけでなく、既存の3施設の有効的な活用や一次避難所の福祉避難スペースの活用を含めて現実的な対応を検討していきたいと考えています。
加藤委員	頂いた回答を勘案した上での提案なのですが、船形サルビア荘は障がい者にも対応した特別養護老人ホームという位置付けです。こちらの施設も福祉避難所として活用できないか御検討を頂ければと思います。 次に10ページですが、相談支援専門員の方が専門的研修を受けてスキルを高めることは有り難いことです。研修を受けた相談支援専門員から、「精神障がい」以外にも「医療的ケア」と「強度行動障害」に対する研修も今年度から設置されたと聞い

障がい者支援課長	ております。市内のそのような障がいのある方に対応される事業所について、市から研修の受講を勧めていただけるようお願いしたいと思います。 障がいを持っている方が通う施設又は入所する施設においてより良い支援を受けられるように、研修に対する支援は継続していきたいと考えております。
加藤委員	次に 22 ページです。県立野田特別支援学校の件で、計画（案）の 82 ページに総合的な機能を有する特別支援学校とありますが、平成 33 年度からは知的障がいがなくとも身体障がいがある方々を受け入れることだと認識しております。それに合わせて各科目の講座を提供する予定と別の会議で伺っていたのですが、掲載内容に差異があるように感じます。もう一度、内容を確認いただければと思います。
障がい者支援課長	こちらの記載内容については、再度内容を確認し必要があれば修正させていただきたいと思います。
加藤委員	最後に 23 ページの委員の方からの提案についてですが、市職員の送迎は本当に有り難く、感謝しております。それでも、記載していただいているように事故のこと等を考慮すると、障害福祉サービスで利用できる制度はないのでしょうか。何か利用できる制度を御検討いただければと思います。こちらは視覚障がいの方に限った問題ではないと思います。
障がい者支援課長	ありがとうございます。現実的な話として、職員にも車の運転が得意ではない者もあり、送迎に苦慮している現状があります。今後は、障害福祉サービス等の活用も含めて事業を検討させていただきたいと思います。
上木委員	19 ページについてです。職員の研修に対して、障がいのある方の立場に立ち、当事者の意見を聴くような研修についても記載いただければと思います。 私たちは「かわいそう」と言われる存在ではなく社会で共に生きている一員です。「かわいそう」と言われないためには、私たちの状況を皆さんに知ってもらう必要があると思います。 私たちのことを理解していただいた上で、配慮をいただければと思います。
障がい者支援課長	委員の言葉にもありましたが、共に生きるというのは計画（案）の基本的な考え方で「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが人権や個性を尊重しあえる共生社会を構築する」と掲げています。 職員に対しては、平成 28 年の障害者差別解消法の施行後に職

熊沢委員	員対応要領を作成し、全職員に研修を実施しています。また、障がい種別毎の特性を理解してもらうため、野田市手をつなぐ親の会の「まめっ娘キャラバン隊」にも御協力をいただき研修を実施しました。今後の研修については、担当部署と相談の上検討したいと思います。 今年度の市内の手話通訳養成講座が定員割れしています。他市では定員を満たしていると聞いています。野田市で定員割れする理由の一つがPR不足であると感じています。現在の手話通訳者も6名しかおらず高齢化しているため、今後手話通訳者が育たなければ私たちはコミュニケーション手段を失ってしまいます。養成講座の受講生を増やすためのPR方法を御検討いただければと思います。
障がい者支援課長	御指摘いただいたとおり、今年度の手話通訳養成講座については定員割れしています。原因の一つとしては、今年度の養成講座は「後期」のため「前期」の講座を修了した方以外が受講できないためです。昨年度は「前期」の講座を開講しましたが、こちらが定員を若干割っていた影響により今年度の受講者が少なくなりました。市としても、手話通訳者の高齢化や不足は認識しております。現在、講座開設を委託している野田市社会福祉協議会と来年度以降のPR方法について協議させていただいておりますのでよろしくお願いします。
加藤委員	計画（案）の64ページに医療的ケア児に対する加算拡充があります。希望的意見なのですが、例えば野田市立あおい空において看護師を外部に派遣した場合などは加算の対象となるのでしょうか。
障がい者支援課長	野田市立あおい空では現状医療的ケア児の短期入所は行っておりません。野田市立あおい空において障害福祉サービスとして医療的ケア児に対する短期入所の実施を検討していくと回答しましたが、職員体制をどのようにするのか協議の上で、場合によっては加算の対象になる可能性もあると思います。
加藤委員	計画（案）の58ページの専門職の人数について、前回協議会で最新の時点のものを掲載してほしいとお話しさせていただきました。本日の計画（案）の人数はいつ時点の人数か確認していただきたいです。また、野田市立こだま学園には平成30年4月1日より臨床発達心理士が1名配置されています。そちらについても追記していただきたい。
障がい者支援課長	専門職について最新の人数を記載してほしいというお話は頂いておりましたが、県への報告やその他資料との整合を図るため4月1日を基準日として設けさせていただいております。ま

会長	た、野田市立こだま学園の専門職については確認の上修正させていただきます。 ほかに御質問又は御意見はありますか。御意見がないようでしたら、専門職に関する人数及び特別支援学校に関する表記を確認及び修正をした上で、委員の意見等を反映された第3次野田市障がい者基本計画（素案）とさせていただきます。御異議のある方はいらっしゃいますか。 <異議等の意見無し>
会長	それでは、事務局より、答申に向けたスケジュールを説明してください。
障がい者支援課課長補佐	事務局報告事項 ○11月又は12月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第8項に準じて、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に、また第10項に基づき、千葉県に意見照会を実施 ○12月に市民に対してパブリック・コメントを実施 ○これらの結果については、平成31年1月24日（木）に開催する次回の協議会において報告し、野田市障がい者基本計画推進協議会から野田市に対して、答申としたい。
会長	ただ今、事務局より、説明があったとおりとさせていただきます、パブリック・コメント等により修正が必要な場合、会長確認の上、修正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
加藤委員	一点お願いがあります。1月24日に答申する際に今までの協議会の場で出た意見の中で計画に反映されないものを例えば副申のような形で、この協議会の考えが分かるものを残していただくような細やかな配慮をお願いしたいです。 計画書の別冊のような形でいいので、作成していただけないのかを確認したいです。
障がい者支援課長	副申をつけることは考えておりません。加藤委員から御指摘いただいた、協議会の考えを今後に残す方法については何らかの方法を検討させていただきます。
加藤委員	職員の異動もあり、協議会の場で出た意見が風化されては困ります。この場にいる以外の人にも分かるような形で記録を残していただくようお願いします。
渡辺委員	ありがとうございました。それでは、本案を本日頂いた御意

	見も踏まえ修正したものを第3次野田市障がい者基本計画（素案）とさせていただきます。また、加藤委員より頂いた御意見についても、事務局で検討していきたいと思えます。 それでは、議題2「第4期野田市障がい福祉計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。
障がい者支援課長	【資料に沿って説明】
渡辺委員	ありがとうございました。ここまでの説明に対して御質問等がありましたらお願いします。 <質問等無し>
会長	ないようでしたら、議題2の第4期野田市障がい者福祉計画の進捗状況については以上とします。 議事は以上です。事務局から何かございますか。
障がい者支援課長	先ほど説明させていただいた今後の日程について再度お知らせします。御了承いただいた第3次野田市障がい者基本計画の素案については、パブリック・コメントを経て、来年1月に協議会の答申を得たいと考えています。素案については、修正内容を会長に確認いただくとともに、委員の方から出たこれまでの協議会での意見等の経緯を何らかの形で取りまとめたものを別途作成したいと考えます。こちらについても会長と協議させていただいて進めさせていただきます。
会長	委員の皆様からそのほかにありますか。ないようでしたら、以上をもちまして野田市障がい者基本計画推進協議会を閉会いたします。委員の皆様には、長時間にわたり御協力いただきまして大変お疲れ様でした。